

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年2月27日
【計算期間】	第3期（自 平成19年12月1日 至 平成20年12月1日）
【ファンド名】	黒田アクティブジャパン
【発行者名】	ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 一木 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー37F
【事務連絡者氏名】	須賀 由加里
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー 37F
【電話番号】	03 - 5413 - 5377
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、主として黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追 加 型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式			
一般		グローバル	
大型株			
中小型株	年1回	日本	
債券	年2回	北米	
一般			
公債	年4回	欧州	ファミリーファンド
社債			
その他債券	年6回	アジア	
クレジット属性	(隔月)		
()		オセアニア	
	年12回		
不動産投信	(毎月)	中南米	
その他資産	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
(投資信託証券			
(株式 中小型))	その他	中近東	
	()	(中東)	
資産複合			
()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

平成21年1月1日現在

単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- （５）資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託をいう。

補足分類

- （１）インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

投資対象資産による属性区分

（１）株式

一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般...次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券...目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回（隔月）...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分：（重複使用可能）

グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

1. ファンド名に運用責任者の黒田を冠します。

- ファンド名にファンドマネージャーである黒田の名前を冠し、運用責任を明確にし、投資家と共に成長できるファンドを目指します。

2. 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます、

- 事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

3. わが国の中小型株を中心に成長性の高い銘柄へ幅広く投資することにより、絶対パフォーマンスを追求します、

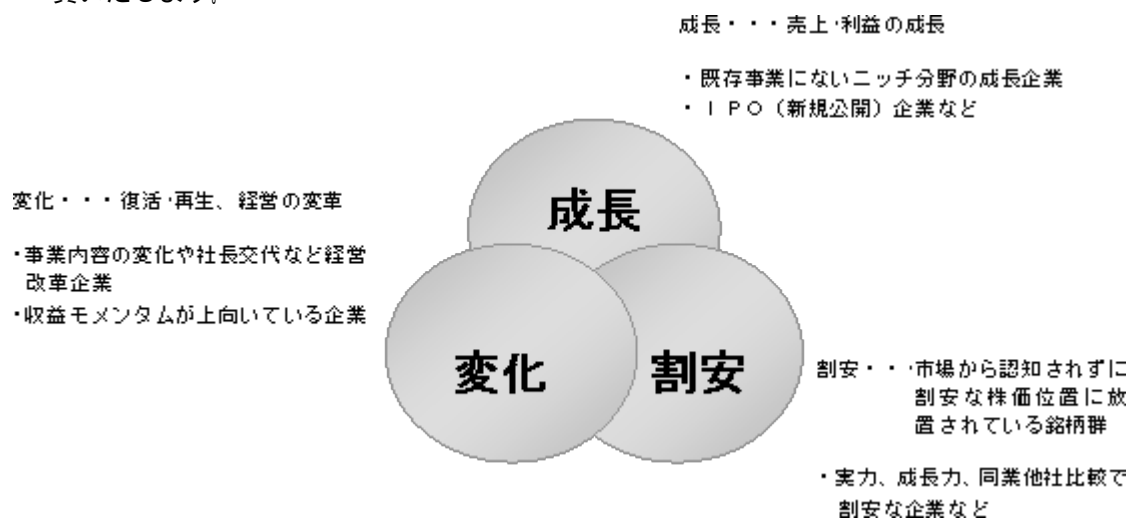
- ベンチマーク運用ではなく、絶対パフォーマンスを追求します。
- 黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株（ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等）へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合もあります。
- ファミリーファンド方式で運用します。

当ファンドは、当ファンドと実質的に同一の運用方針を有する「黒田マザーファンド」（平成17年11月30日設定、運用開始）を主要投資対象とし、「ファミリーファンド方式」による運用を行ないます。

マザーファンドの運用方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 2投資方針（参考）マザーファンドの概要をご参照ください。

4. 中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業を選別します、

- 当ファンドは、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、株価が割安な有望企業や変化する企業など様々なタイプの銘柄をブレンドし、バランス感覚をもって、分散投資いたします。



5. 中長期観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等から総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整を行いません。

- 組入銘柄については個別の株価動向を見ながら投資比率の調整（投資比率の引き上げや引き下げなど）を行いません。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

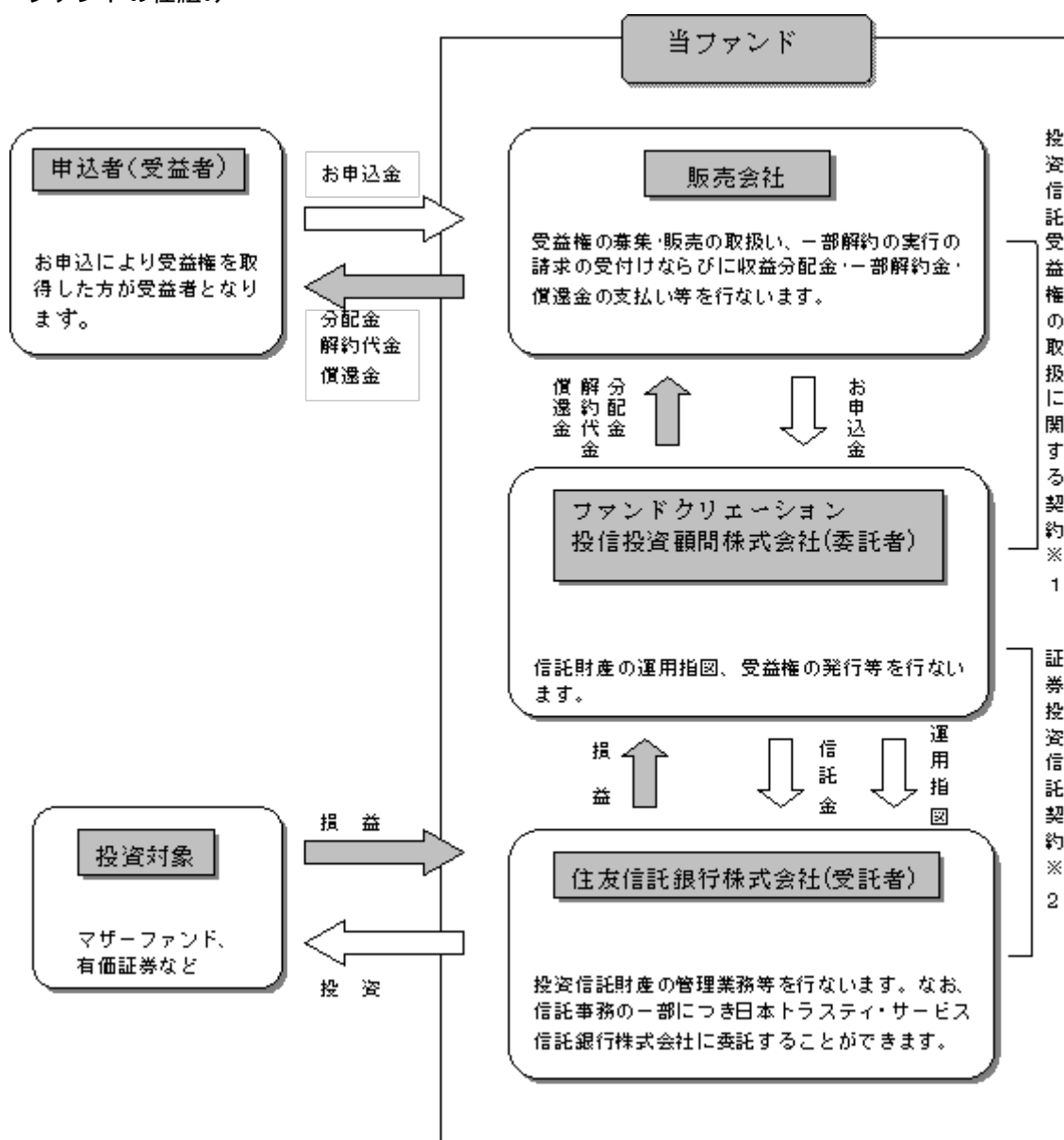
信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行なう受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

2 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（本書提出日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 3億7,000万円

・委託会社の沿革

平成10年7月	クオンティス投資顧問株式会社を設立
平成10年9月	投資顧問業の登録
平成12年6月	投資一任契約に係る業務の認可を取得
平成15年8月	商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
平成17年7月	商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
平成17年9月	商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
平成17年10月	投資信託委託業に係る業務の認可を取得
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

・大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
株式会社ファンドクリエーション	東京都港区六本木六丁目10 - 1 六本木ヒルズ森タワー37F	14,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として黒田マザーファンドを通じてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

運用の方法

〔1〕主要投資対象

黒田マザーファンド受益証券への投資を通じて、東証一部上場の大型株を除く、わが国の中小型株（ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場の小型株、中型株等）へ投資します。また、上記投資対象株式に直接投資する場合もあります。

〔2〕投資態度

- a. マザーファンドならびに当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行ないます。
- b. マザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄については、中長期的な観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

- c. 数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

- d. 信託財産の純資産総額に占める実質株式組入比率は、原則として70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係るマザーファンドならびに当ファンドの組入銘柄の投資比率調整等により、実質株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。
- e. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定又は解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

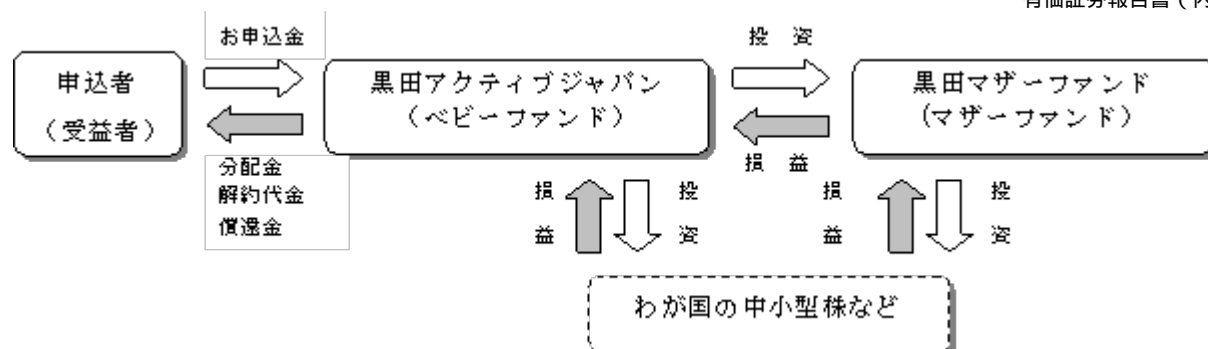
〔3〕主な投資制限

- a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- c. 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券を除きます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- e. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- f. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- g. 外貨建資産への投資は行ないません。

〔4〕運用の形態

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（黒田マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

当ファンドはわが国の株式などを直接組入れる場合もあります。新たなベビーファンドを設定し黒田マザーファンドへ投資することがあります。



（参考）マザーファンドの概要

「黒田マザーファンド」

運用の基本方針

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式へ投資することで、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

当ファンドでの銘柄選定にあたっては、中小型株の投資魅力である企業の成長性に主として着眼し、また、割安な企業、変化する企業について、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資を行います。

当ファンドの組入銘柄については、中長期的観点からの投資を基本としますが、企業の経営姿勢や業績の変化、株価水準等を総合的に判断し、個別銘柄に対する投資比率の調整（投資比率の引き下げや引き上げなど）を行ないます。株式需給要因にも注目し、短期的な株価急上昇時には売却を優先します。

数倍化する可能性のある銘柄の発掘に努めます。事業の成長性・高収益の維持・向上、収益構造の変化で企業が変身できるか、などあらゆる点から企業を見つめた分散投資を行い、その中から数倍化する可能性のある銘柄の出現をじっくり待つという姿勢をとります。好パフォーマンスを獲るために数倍化する可能性を秘めた成長企業の発掘に努めます。

当ファンドの組入れ銘柄の時価が数倍上がるという保証はありません。当ファンドは複数の銘柄に投資するため、一部の銘柄の時価が高騰した場合にも、他の銘柄の時価が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。

信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として70%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、および前項に係る組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。ただし、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以

下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条および第22条に定めるものに限ります。）
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

有価証券および金融商品の指図範囲等

〔1〕委託者は、信託金を、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である黒田マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の本邦通貨表示のものに限る有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券又は新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
なお、a.の証券または証書、l.ならびにq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券およびl.ならびにq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.およびn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

〔2〕委託者は信託金を、上記〔1〕に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

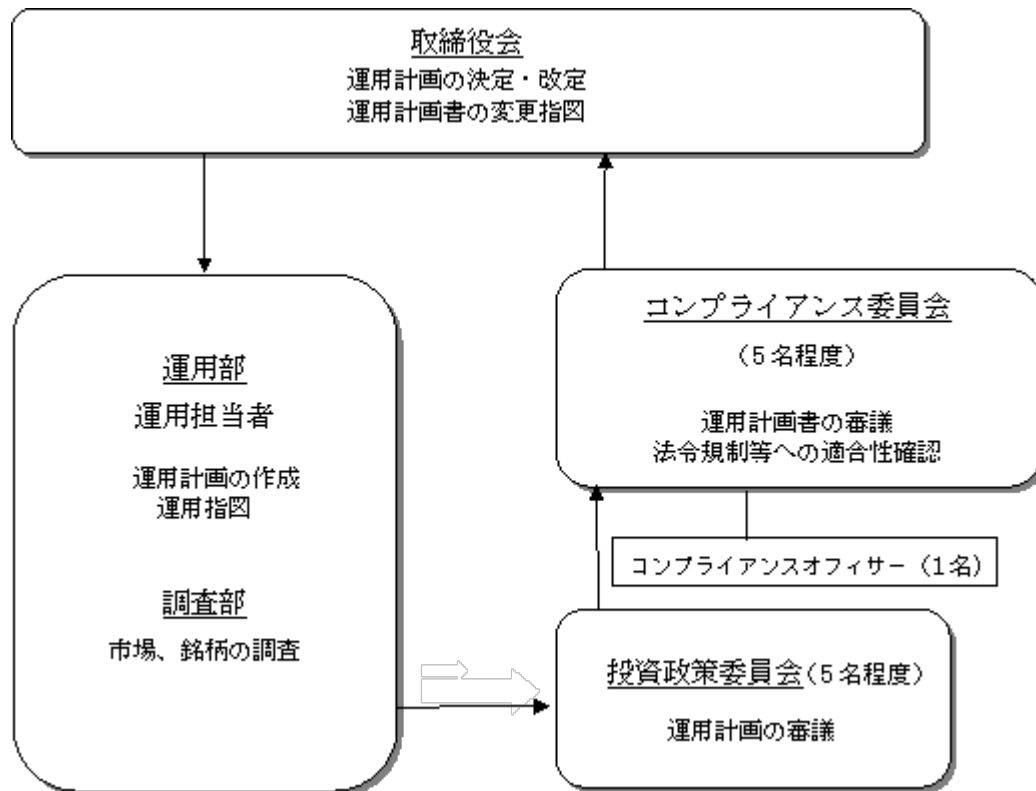
その他の投資対象

- 〔１〕先物取引等
- 〔２〕スワップ取引

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

(1) 運用計画策定

a. 投資候補銘柄の選定

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。原則として、黒田マザーファンドを通じてわが国の中小型株を組入れます。

(参考) マザーファンドにおける投資候補銘柄の選定

ファンドクリエーション投信投資顧問の定める投資適格の基準を満たした銘柄を前提とし、東証一部上場の大型株を除く、わが国の株式（ジャスダック上場株式、東証マザーズ上場株式、大証ヘラクレス上場株式、名証セントレックス上場株式、日本国内の各金融商品取引所第二部上場株式および第一部上場小型株、中型株等）の中から、中小型株の投資魅力である企業の成長性を中心に、割安、変化する企業に着眼し、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。

当ファンドについても、直接株式を組入れる場合は、上記マザーファンドと同様に投資候補銘柄を選定します。

b. 投資銘柄の決定

主に黒田マザーファンド受益証券に投資を行ないます。マザーファンドにおいては、投資候補銘柄の中から、さらに、運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

c. 運用計画書の決議プロセス

運用計画書は、委託者の運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。投資政策委員会においては運用計画書を審議し、コンプライアンス委員会に付議します。コンプライアンス委員会では運用計画書を審議し、法令諸規則等への適合性を確認後、取締役会へ付議します。委託者の取締役会においては、両委員会での審議の結果を参考に運用計画書を決定もしくは改定します。また、その内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画書を差戻し、変更指図をします。

〔2〕運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕リスク管理および運用成果のチェック

委託者の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託者の管理部長が日々チェックしており、コンプライアンスオフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行ないます。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4)【分配方針】

収益分配は年1回、決算時（原則として毎年11月30日、30日が休業日の場合は、翌営業日。）に、以下の分配方針に基づき行ないます。

〔1〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

〔2〕 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

〔3〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

〔1〕 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

〔2〕 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

〔3〕 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申

込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

〔1〕委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券 および指図範囲等〔2〕a. からd. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

〔2〕委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd. 」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 有価証券および指図範囲等〔２〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 〔１〕委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- 〔２〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔３〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項に同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔４〕前項において信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 〔５〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔６〕委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

投資する株式等の範囲

- 〔１〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取

引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 〔２〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 〔１〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- 〔２〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 株式分割により取得する株券
 - 有償増資により取得する株券
 - 売出しにより取得する株券
 - 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔１〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 〔２〕前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 〔３〕委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ

- 〔１〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 〔２〕前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔３〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 〔４〕第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

〔１〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

〔２〕前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

〔３〕一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

〔４〕再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

〔５〕借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

（１）ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した

場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかには株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

投資信託に関する一般的リスク

- 〔１〕法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 〔２〕信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 〔３〕短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 〔４〕証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

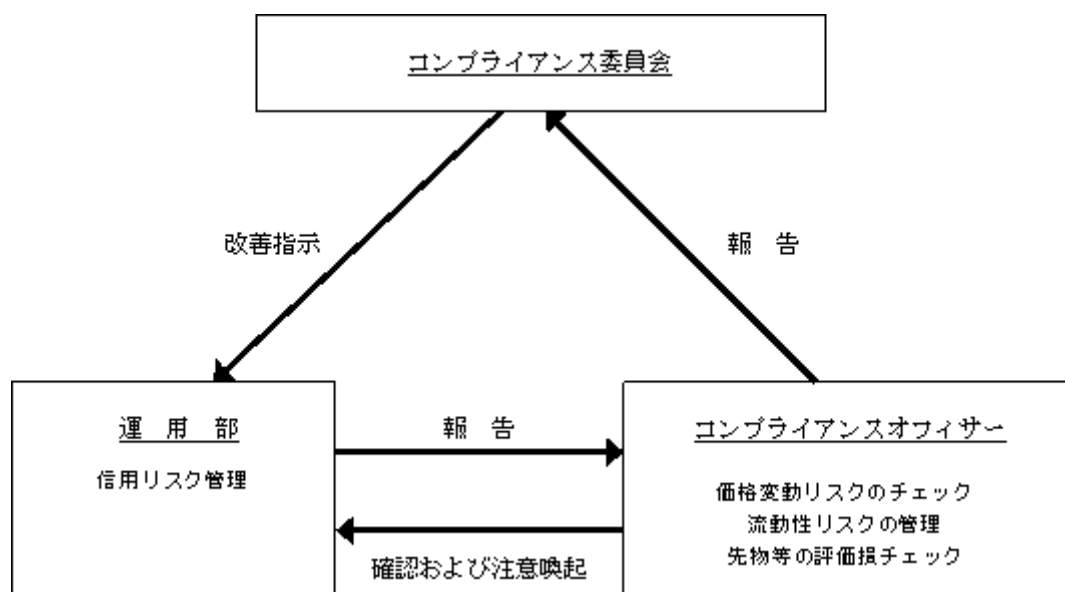
ファンドおよびマザーファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドおよびマザーファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

(2) リスク管理体制



運用上のリスク管理

〔1〕価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、基準価額に関するリスク指標をもとに、コンプライアンスオフィサーがチェックし、状況に応じて運用部に対し内容の確認を行います。

確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部に対し注意喚起を行い、コンプライアンス委員会において報告を行います。

〔2〕流動性リスクの管理

流動性に関するリスクについては、コンプライアンスオフィサーが、市場出来高等との比較により必要に応じ運用部に対し状況の確認を行うほか、コンプライアンス委員会において報告を行います。

〔3〕信用リスクの管理

信用リスク管理については、運用部による管理状況をコンプライアンスオフィサーに報告します。当ファンドの商品性に合致しないリスクが発生した場合は、投資政策委員会において速やかに対応策を決定いたします。

〔4〕先物等評価損の管理

先物等の評価損については、コンプライアンスオフィサーがチェックを行い必要に応じ、運用部に対し注意喚起を行います。

リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までに係るおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時に 係る費用と税金	● 申込手数料 + 消費税等 申込手数料は販売会社毎に定めます。
----------------------	--

ファンドの <u>保有時</u> に係る費用と税金	● 信託報酬 + 消費税等 ● 監査報酬 + 消費税等 ● 信託事務の諸費用等 + 消費税等他 ● 証券取引に伴う手数料等 + 消費税等他 上記の費用・税金は信託財産中から支払われます。
---------------------------	---

ファンドの <u>解約・償還時</u> に係る費用と税金	● 解約・償還時の手数料はありません、 ● 解約の際、信託財産留保額が差し引かれます、	
	○ 解約代金・償還金に係る税金（注）	個別元本超過額に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

（詳しくは、後述の「(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。）

税法が改正された場合等は、上記の税金に係る内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託照会先までお問い合わせ下さい。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

1 「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に、申込日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率（1.575％）（税抜1.5％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.756％（税抜 0.72％）
	販売会社	純資産総額に対し年0.735％（税抜 0.70％）
	受託者	純資産総額に対し年0.084％（税抜 0.08％）

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

信託事務の処理に要する諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は純資産総額に対して委託会社は、上記 の信託事務の処理に要する諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年 0.105％（税抜 0.10％）を上限とする率（ただし、変更される場合があります。）を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の信託事務の処理に要する諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。係る諸費用は、毎年5月、11月に到来する計算期間終了時（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の翌営業日または信託の終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

個人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。なお、普通分配金については総合課税を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

《平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（2年間の特例措置）》

[収益分配金に関する課税]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の普通分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の普通分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは、10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の普通分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります。）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

[解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円以下の場合、10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告による申告分離課税となります。）。ので、20%の税率となります。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

法人の投資家に対する課税

平成21年3月31日までの間は、法人の投資家が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記の7%の税率は平成21年4月1日からは、15%（所得税15%）となります。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度が適用されます。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 〔１〕追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 〔２〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 〔３〕ただし、個別元本は、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行なわれる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 〔４〕受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

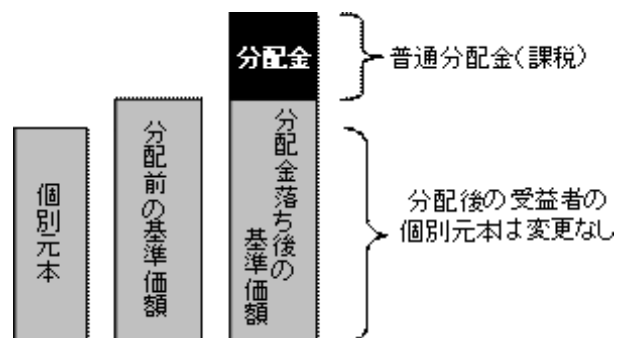
受益者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

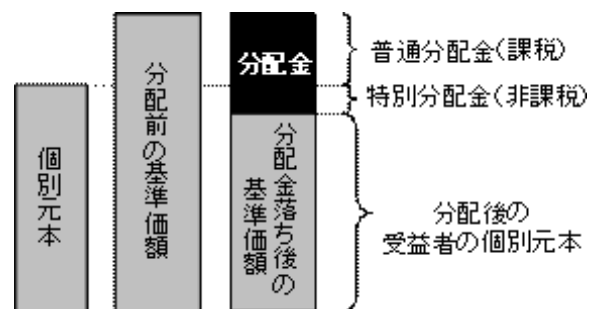
ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

<イメージ図>

a. の場合



b. の場合



税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

「（５）課税上の取扱い」の詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成21年1月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,513,436,771	99.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	9,779,957	0.39
合計（純資産総額）		2,523,216,728	100.00

<ご参考>

「黒田マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,282,205,300	79.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	576,976,734	20.18
合計（純資産総額）		2,859,182,034	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	黒田マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	5,300,372,778	0.4655 2,467,323,532	0.4742 2,513,436,771	- -	99.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.61%
合計	99.61%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）黒田マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	王将フードサービス 日本	株式 小売業	134,700	1,388 186,963,600	1,570 211,479,000	- -	7.40%
2	だいこう証券ビジ 日本	株式 証券、商品先物取引 業	312,500	719 224,687,500	642 200,625,000	- -	7.02%
3	サンウエーブ 日本	株式 その他製品	900,000	132 118,800,000	150 135,000,000	- -	4.72%
4	東京リスマチック 日本	株式 その他製品	195,200	580 113,216,000	539 105,212,800	- -	3.68%
5	朝日ネット 日本	株式 情報・通信業	350,000	221 77,350,000	266 93,100,000	- -	3.26%
6	シーイーシー 日本	株式 情報・通信業	126,800	719 91,169,200	710 90,028,000	- -	3.15%
7	藤商事 日本	株式 機 械	900	83,000 74,700,000	97,500 87,750,000	- -	3.07%
8	エブコ 日本	株式 サービス業	665	106,500 70,822,500	124,000 82,460,000	- -	2.88%
9	ナ ガ ワ 日本	株式 サービス業	112,300	625 70,187,500	630 70,749,000	- -	2.47%
10	マイスターエンジニア リング 日本	株式 サービス業	193,500	364 70,434,000	328 63,468,000	- -	2.22%
11	ヒラキ 日本	株式 小売業	137,500	437 60,087,500	438 60,225,000	- -	2.11%
12	昭文社 日本	株式 情報・通信業	125,000	459 57,375,000	415 51,875,000	- -	1.81%
13	サイネックス 日本	株式 サービス業	192,000	280 53,760,000	267 51,264,000	- -	1.79%
14	キューソー流通システ ム 日本	株式 倉庫・運輸関連業	51,800	850 44,030,000	946 49,002,800	- -	1.71%

15	富士変速機 日本	株式 機 械	223,600	211 47,179,600	205 45,838,000	- -	1.60%
16	日本コンピュータ・ダイナ 日本	株式 情報・通信業	199,000	224 44,576,000	220 43,780,000	- -	1.53%
17	セブン銀行 日本	株式 銀行業	160	311,689 49,870,306	273,100 43,696,000	- -	1.53%
18	ユニ・チャーム 日本	株式 化 学	7,000	6,558 45,905,147	6,230 43,610,000	- -	1.47%
19	ホーチキ 日本	株式 電気機器	65,000	610 39,650,000	648 42,120,000	- -	1.35%
20	アルプス物流 日本	株式 陸運業	40,700	957 38,949,900	950 38,665,000	- -	1.35%
21	ソネットエンタテインメント 日本	株式 情報・通信業	200	217,268 43,453,595	192,900 38,580,000	- -	1.33%
22	ニ ト リ 日本	株式 小売業	6,000	6,668 40,009,966	6,360 38,160,000	- -	1.23%
23	エーワン精密 日本	株式 機 械	150	236,000 35,400,000	234,000 35,100,000	- -	1.21%
24	毎日コムネット 日本	株式 不動産業	97,000	423 41,031,000	357 34,629,000	- -	1.13%
25	サンマルクホールディングス 日本	株式 小売業	11,200	2,465 27,608,000	2,885 32,312,000	- -	1.05%
26	日本バイリン 日本	株式 繊維製品	70,000	420 29,400,000	430 30,100,000	- -	1.05%
27	TKC 日本	株式 情報・通信業	15,000	1,676 25,140,000	2,000 30,000,000	- -	1.05%
28	ケーユーホールディングス 日本	株式 小売業	154,000	203 31,262,000	194 29,876,000	- -	1.05%
29	明豊ファシリティワークス 日本	株式 建設業	302,500	105 31,762,500	95 28,737,500	- -	1.01%
30	カカクコム 日本	株式 サービス業	80	329,909 26,392,683	352,000 28,160,000	- -	0.99%
31	日本システムウエア 日本	株式 情報・通信業	79,300	309 24,503,700	344 27,279,200	- -	0.95%

32	互応化学工業 日本	株式 化 学	43,000	675 29,025,000	600 25,800,000	- -	0.90%
33	ソネット・エムスリー 日本	株式 サービス業	75	267,264 20,044,823	332,000 24,900,000	- -	0.87%
34	日精樹脂工業 日本	株式 機 械	100,000	253 25,300,000	246 24,600,000	- -	0.86%
35	ショーボンドHD 日本	株式 建設業	12,500	1,626 20,323,715	1,898 23,725,000	- -	0.83%
36	リサ・パートナーズ 日本	株式 不動産業	650	34,923 22,700,059	34,100 22,165,000	- -	0.78%
37	日本プリメックス 日本	株式 卸売業	57,900	460 26,634,000	360 20,844,000	- -	0.73%
38	ザインエレクトロニクス 日本	株式 電気機器	310	52,000 16,120,000	64,700 20,057,000	- -	0.70%
39	フュートレック 日本	株式 サービス業	115	199,000 22,885,000	150,000 17,250,000	- -	0.60%
40	キーエンス 日本	株式 電気機器	1,000	16,913 16,912,739	16,610 16,610,000	- -	0.58%
41	クリナップ 日本	株式 その他製品	40,000	377 15,063,093	405 16,200,000	- -	0.57%
42	日本写真印刷 日本	株式 その他製品	7,000	3,449 24,140,320	2,310 16,170,000	- -	0.57%
43	太洋工業 日本	株式 電気機器	87,300	240 20,952,000	177 15,452,100	- -	0.54%
44	プライムワークス 日本	株式 情報・通信業	100	115,500 11,550,000	131,400 13,140,000	- -	0.46%
45	共立印刷 日本	株式 その他製品	85,700	144 12,340,800	137 11,740,900	- -	0.41%
46	日本M&Aセンター 日本	株式 サービス業	30	370,021 11,100,643	385,000 11,550,000	- -	0.40%
47	NGI GROUP 日本	株式 サービス業	300	55,300 16,590,000	38,300 11,490,000	- -	0.40%
48	インターニックス 日本	株式 卸売業	36,000	271 9,756,000	284 10,224,000	- -	0.36%
49	サンコー 日本	株式 電気機器	39,000	300 11,700,000	254 9,906,000	- -	0.35%

50	き も と 日本	株式 化 学	30,000	300 9,000,000	250 7,500,000	- -	0.26%
----	-------------	-----------	--------	------------------	------------------	--------	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率
株式	小売業	8.93%
	情報・通信業	0.95%
	卸売業	1.54%
	機 械	6.13%
	サービス業	6.79%
	繊維製品	4.12%
	その他製品	4.72%
	電気機器	0.70%
	サービス業	7.64%
	小売業	2.21%
	情報・通信業	8.05%
	その他製品	3.68%
	建設業	1.01%
	情報・通信業	2.39%
	証券、商品先物取引業	20.96%
	小計	79.82%
合計		79.82%

（注）投資比率、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年1月末日現在及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 2006年11月30日	12,552	12,552	0.8348	0.8348
第2期 2007年11月30日	5,479	5,479	0.6273	0.6273
2008年 2月末日	4,317	-	0.5512	-
3月末日	4,102	-	0.5366	-
4月末日	4,079	-	0.5516	-
5月末日	4,187	-	0.5776	-
6月末日	4,039	-	0.5712	-
7月末日	3,776	-	0.5507	-
8月末日	3,518	-	0.5251	-
9月末日	3,159	-	0.4954	-
10月末日	2,715	-	0.4419	-
11月末日	2,707	-	0.4492	-
第3期 2008年12月1日	2,686	2,686	0.4472	0.4472
12月末日	2,711	-	0.4658	-
2009年 1月末日	2,523	-	0.4544	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0000円
第3期	0.0000円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	16.5%
第2期	24.9%
第3期	28.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年11月30日 投資信託契約締結日、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、投資信託説明書（交付目論見書）「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1万口単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- 取得申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問い合わせ下さい。

- 収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定し

た旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付た日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして上記 の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます。基準価額は、前日以前のものとなります。

換金の費用や税金については投資信託説明書（交付目論見書）「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

販売会社による受益権の買取りを希望される受益者は取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年11月30日まで、または（５） a.、c.、i.、j.、およびl.の規定による信託終了の日までとします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月1日から翌年11月30日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記(3)に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- a. 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解除し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、下記d. からg. に従います。
- c. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- e. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- f. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- g. 委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. 上記e.からg.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記e.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- i. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- j. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記 のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- k. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、信託約款の変更の規定に従い、新受託者を選任します。
- l. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e. 委託者は、上記の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a.～e.の規定に従います。

運用報告書

当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

異議申立ておよび受益権の買取請求

上記 a.および c.に規定する信託契約の解約または上記 a.に規定する信託約款の変更を行なう場合において、上記 e.または c.の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きについては、d.または b.に規定する公告または書面に付記します。

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求

しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

- 〔1〕 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 〔2〕 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第2期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第3期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第2期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第3期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けており、第3期計算期間（平成19年12月1日から平成20年12月1日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

黒田アクティブジャパン

(1)【貸借対照表】

期別	第2期計算期間末 平成19年11月30日現在	第3期計算期間末 平成20年12月1日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,434,288	61,458,848
親投資信託受益証券	5,454,750,807	2,654,888,858
未収入金	50,000,000	20,000,000
流動資産合計	5,566,185,095	2,736,347,706
資産合計	5,566,185,095	2,736,347,706
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,019,781	22,027,395
未払受託者報酬	2,909,500	1,433,860
未払委託者報酬	51,644,383	25,451,796
その他未払費用	1,391,943	1,729,561
流動負債合計	86,965,607	50,642,612
負債合計	86,965,607	50,642,612
純資産の部		
元本等		
元本	8,734,039,665	6,004,948,100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,254,820,177	3,319,243,006
（分配準備積立金）	（ - ）	（ - ）
元本等合計	5,479,219,488	2,685,705,094
純資産合計	5,479,219,488	2,685,705,094
負債純資産合計	5,566,185,095	2,736,347,706

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
科目	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	307,930	119,984
有価証券売買等損益	2,151,509,375	1,254,861,949
営業収益合計	2,151,201,445	1,254,741,965
営業費用		
受託者報酬	7,475,988	3,280,701
委託者報酬	132,700,398	58,234,257
その他費用	4,691,518	3,742,695
営業費用合計	144,867,904	65,257,653
営業利益	2,296,069,349	1,319,999,618
経常利益	2,296,069,349	1,319,999,618
当期純利益	2,296,069,349	1,319,999,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	518,100,230	242,880,278
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,483,958,853	3,254,820,177
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,158,888,494	1,052,551,839
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	1,158,888,494	1,052,551,839
剰余金減少額又は欠損金増加額	151,780,699	39,855,328
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	151,780,699	39,855,328
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,254,820,177	3,319,243,006

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左
2 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上 基準 約定日基準で計上しております。	(1)有価証券売買等損益の計上 基準 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は、平成 18年12月1日から平成19年11月 30日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、期末 が休日のため、平成19年12月1日 から平成20年12月1日までと なっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期計算期間末 平成19年11月30日現在	第3期計算期間末 平成20年12月 1日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 8,734,039,665口	1 計算期間の末日における受益権の総数 6,004,948,100口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,254,820,177円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,319,243,006円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6273円 (10,000口当たり純資産額 6,273円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4472円 (10,000口当たり純資産額 4,472円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
---	---

1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	同左
----------------------------	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日	第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
期首元本額 15,036,340,000円	期首元本額 8,734,039,665円
期中追加設定元本額 662,970,303円	期中追加設定元本額 92,020,000円
期中一部解約元本額 6,965,270,638円	期中一部解約元本額 2,821,111,565円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第2期計算期間 自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日		第3期計算期間 自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日	
種類	貸借対照表計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	5,454,750,807円	1,711,544,665円	2,654,888,858円	1,018,610,915円
合計	5,454,750,807円	1,711,544,665円	2,654,888,858円	1,018,610,915円

3 デリバティブ取引関係

第2期計算期間（自 平成18年12月 1日 至 平成19年11月30日）

該当事項はございません。

第3期計算期間（自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成20年12月1日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成20年12月1日現在）

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	黒田マザーファンド	5,703,305,819	2,654,888,858	
合計		5,703,305,819	2,654,888,858	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

黒田マザーファンド

当ファンドは、「黒田マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「黒田マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

対象年月日	平成20年12月 1日現在
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	152,050
コール・ローン	181,754,438
株式	2,492,596,600
現先取引勘定	299,826,000
未収入金	20,441,526
未収配当金	26,885,350
流動資産合計	3,021,655,964
資産合計	3,021,655,964
負債の部	
流動負債	
未払金	6,050,346
未払解約金	20,000,000
流動負債合計	26,050,346
負債合計	26,050,346
純資産の部	
元本等	
元本	6,434,689,015
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,439,083,397
元本等合計	2,995,605,618
純資産合計	2,995,605,618
負債純資産合計	3,021,655,964

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成19年12月 1日 至 平成20年12月 1日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年6月15日）の規定によっております。

(その他の注記)

平成20年12月 1日現在	
1 期首	平成19年12月1日
期首元本額	9,173,086,951円
期首より平成20年12月1日までの期中追加設定元本額	47,426,011円
期首より平成20年12月1日までの期中一部解約元本額	2,785,823,947円
期末元本額	6,434,689,015円
期末元本額の内訳 *	
黒田アクティブジャパン	5,703,305,819円
黒田アクティブアルファ	731,383,196円
2 元本の欠損の額	3,439,083,397円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.4655円
(10,000口当たりの純資産額	4,655円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年12月1日現在)

通貨	銘柄名	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	明豊ファシリティワークス	302,500	105	31,762,500	
	日本M&Aセンター	130	443,000	57,590,000	
	エブコ	665	106,500	70,822,500	
	サイネックス	192,000	280	53,760,000	
	フュートレック	115	199,000	22,885,000	
	NGI GROUP	300	55,300	16,590,000	
	インターニックス	36,000	271	9,756,000	
	日本プリメックス	78,900	460	36,294,000	
	ヒラキ	142,500	437	62,272,500	
	クロスプラス	35,200	1,130	39,776,000	
	サンマルクホールディングス	20,500	2,465	50,532,500	
	日本バイリン	70,000	420	29,400,000	
	ブライムワークス	100	115,500	11,550,000	
	ソネットエンタテインメント	175	220,000	38,500,000	
	朝日ネット	360,000	221	79,560,000	
	ジャストプランニング	350	44,700	15,645,000	
	マイスターエンジニアリング	216,500	364	78,806,000	
	日本コンピュータ・ダイナミクス	214,000	224	47,936,000	
	互応化学工業	43,000	675	29,025,000	
	ノリタケ	90,000	321	28,890,000	
	エーワン精密	150	236,000	35,400,000	
	藤商事	900	83,000	74,700,000	
	日精樹脂工業	100,000	253	25,300,000	
	富士変速機	223,600	211	47,179,600	
	太洋工業	100,300	240	24,072,000	
	ホーチキ	65,000	610	39,650,000	
	T D K	7,500	3,170	23,775,000	
	ザインエレクトロニクス	310	52,000	16,120,000	
	船井電機	25,000	1,455	36,375,000	
	キーエンス	1,400	15,840	22,176,000	
	ローム	7,000	4,380	30,660,000	
	サンコー	39,000	300	11,700,000	

	日東電工	12,000	1,579	18,948,000	
	良品計画	6,500	3,860	25,090,000	
	共立印刷	130,000	144	18,720,000	
	東京リスマチック	202,500	580	117,450,000	
	き も と	30,000	300	9,000,000	
	サンウエーブ	900,000	132	118,800,000	
	だいこう証券ビジネス	321,100	719	230,870,900	
	毎日コムネット	106,800	423	45,176,400	
	キューソー流通システム	74,600	850	63,410,000	
	昭文社	125,000	459	57,375,000	
	ナ ガ ワ	115,300	625	72,062,500	
	シーイーシー	144,900	719	104,183,100	
	日本システムウエア	82,500	309	25,492,500	
	TKC	25,000	1,676	41,900,000	
	ケーユーホールディングス	154,000	203	31,262,000	
	王将フードサービス	197,000	1,388	273,436,000	
計	銘柄数：49			2,492,596,600	
	組入時価比率：83.20%			100%	
合計				2,492,596,600	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成21年1月30日現在
資産総額	2,594,562,534円
負債総額	71,345,806円
純資産総額（ - ）	2,523,216,728円
発行済数量	5,553,058,100口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.4544円

（参考）黒田マザーファンド

純資産額計算書

平成21年1月30日現在

資産総額	2,918,809,007円
負債総額	59,626,973円
純資産総額（ - ）	2,859,182,034円
発行済数量	6,029,644,487口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.4742円

第5【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	16,957,030,000	1,920,690,000	15,036,340,000
第2期	662,970,303	6,965,270,638	8,734,039,665
第3期	92,020,000	2,821,111,565	6,004,948,100

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

現在の資本金の額	3億7,000万円
会社が発行する株式総数	24,000株
発行済株式総数	14,600株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

平成17年 7月 1日	資本金	80百万円に減資
平成17年 8月 9日	資本金	180百万円に増資
平成18年12月26日	資本金	230百万円に増資
平成19年 5月24日	資本金	270百万円に増資
平成20年 2月13日	資本金	320百万円に増資
平成20年 8月15日	資本金	370百万円に増資

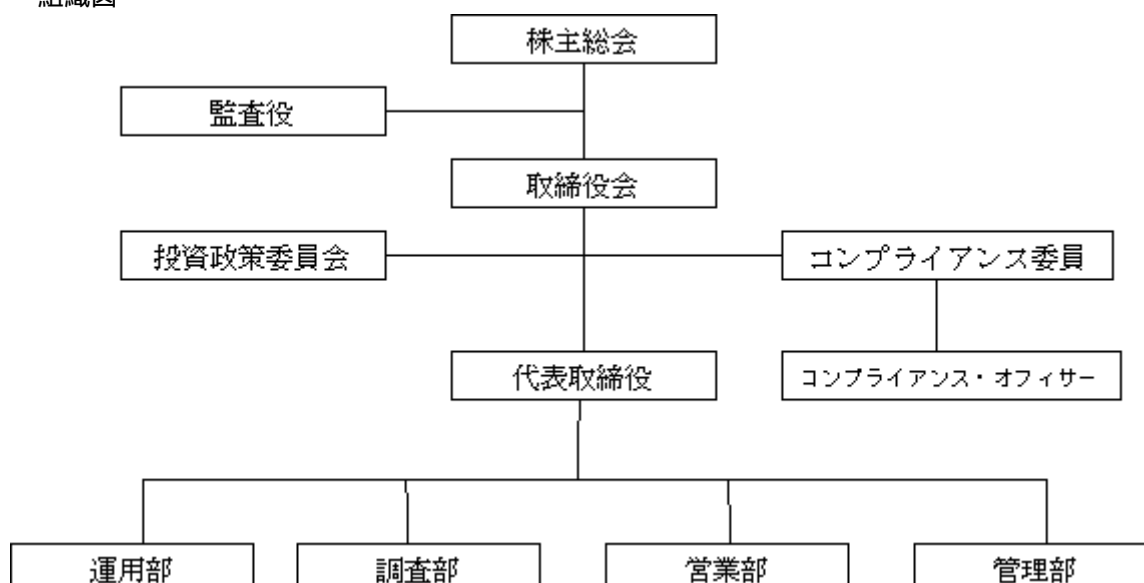
(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

経営体制（定款より一部抜粋）

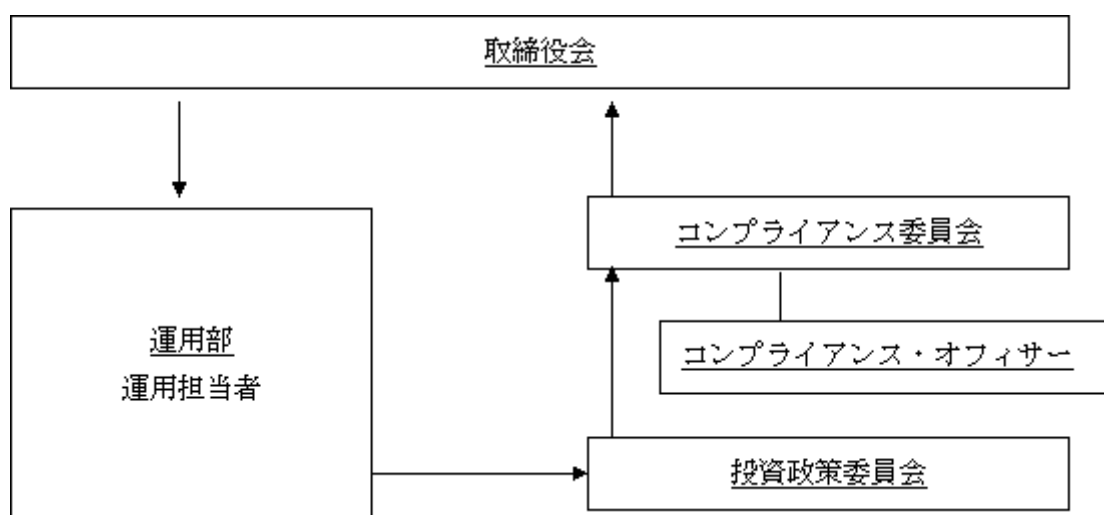
取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

- ・ 当会社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とします。
- ・ 取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任されます。
- ・ 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。
- ・ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ・ 当会社に、取締役会長、取締役社長各1名を、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任します。
- ・ 取締役会長及び取締役社長は、当会社を代表します。
- ・ 前項のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができます。
- ・ 取締役会長及び取締役社長は、当会社の業務を統括します。
- ・ 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。
- ・ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定します。

組織図



投資運用の意思決定機構



（投資政策委員会）

- ・代表取締役を委員長とし、常勤取締役、運用担当者、コンプライアンス・オフィサーで構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績の審議を行い、コンプライアンス委員会へ付議すると共に取締役会へ報告します。

（コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー）

- ・投資政策委員会から付議された運用計画等を審議し、法令諸規則の適合性を確認します。
- ・適合性の状況を取締役会へ付議します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

（運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議され取締役会で決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の

設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成21年1月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	9	12,221
合計	9	12,221

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるファンドクリエーション投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年11月17日総理府令第129号)により作成しております。

なお、第9期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第10期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下、「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府例」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、第9期事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第10期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表及び第11期事業年度に係る中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	1		50,231	78.0		99,106	
2. 未収委託者報酬		84,651	53,434				
3. 未収収益		961	1,620				
4. 前払費用		1,590	1,718				
5. 立替金		-	15,165				
6. その他		7,461	751				
流動資産計			144,895		171,797	82.7	
固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物附属設備		1,290			1,290		
減価償却累計額		217	1,072		356	933	
(2) 工具器具及び備品		9,572			7,590		
減価償却累計額		5,050	4,521		4,252	3,337	
有形固定資産計			5,594	3.0		4,270	2.1
2. 無形固定資産							
(1) 電話加入権			288			288	
(2) 協会基金			2,499			1,499	
(3) ソフトウェア			1,212			1,111	
無形固定資産計			4,000	2.2		2,899	1.4
3. 投資その他の資産							
(1) 長期差入保証金			25,000			25,000	
(2) 投資有価証券			4,932			3,700	
(3) その他			1,264			60	
投資その他の資産計			31,196	16.8		28,760	13.8
固定資産計			40,792	22.0		35,930	17.3
資産合計			185,687	100.0		207,727	100.0

区分	注記 番号	当事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 短期借入金	1	60,000		60,000	
2. 未払金		38,035		24,033	
3. 未払費用	1	12,169		9,035	
4. 未払法人税等		778		831	
5. 未払消費税等		3,103		-	
6. 預り金		2,482		1,496	
7. 賞与引当金		7,401		6,956	
流動負債計		123,969	66.8	102,352	49.3
固定負債					
固定負債計		-	-	-	-
負債合計		123,969	66.8	102,352	49.3
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		230,000	123.9	320,000	154.0
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		-		90,000	
(2) その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計		1,465	0.8	91,465	44.0
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		169,680		304,791	
利益剰余金計		169,680	91.4	304,791	146.7
株主資本合計		61,785	33.2	106,674	51.3
評価・勘定差額等					
その他有価証券評価 差額金		67		1,300	
評価・換算差額等合計		67	0.0	1,300	0.6
純資産合計		61,717	33.2	105,374	50.7
負債純資産合計		185,687	100.0	207,727	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月 1 日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	百分比 （％）	金額（千円）	百分比 （％）
営業収益					
１．委託者報酬		254,915		191,288	
２．投資顧問料	1	7,362		7,432	
営業収益計		262,278	100.0	198,721	100.0
営業費用					
１．支払手数料		115,560		75,310	
２．広告宣伝費		3,305		8,948	
３．受益証券発行費		1,541		323	
４．調査費					
（１）調査費		18,323		13,986	
（２）委託調査費	1	436		839	
５．委託計算費		16,515		22,967	
６．営業雑経費					
（１）通信費		1,779		1,828	
（２）協会費		1,416		1,500	
（３）諸会費		664		608	
（４）その他営業雑経費		-		1,894	
営業費用計		159,544	60.8	128,207	64.5
一般管理費					
１．給料					
（１）役員報酬		16,383		21,441	
（２）給料・手当	1	89,913		103,948	
（３）賞与		21,664		11,905	
２．交際費		785		1,031	
３．旅費交通費		4,406		5,438	
４．租税公課		1,524		1,319	
５．不動産賃借料	1	18,332		23,973	
６．固定資産減価償却費		2,922		2,145	
７．諸経費	1	28,574		31,851	
一般管理費計		184,507	70.3	203,056	102.2
営業損失		81,772	31.2	132,543	66.7
営業外収益					
１．受取利息		29		156	
２．雑益		9		49	
営業外収益計		38	0.0	205	0.1
営業外費用					
１．支払利息	1	873		1,507	
２．株式交付費		-		709	
営業外費用計		873	0.3	2,216	1.1
経常損失		82,608	31.5	134,544	67.7

特別損失							
1. 固定資産除却損	2	9			266		
特別損失計			9	0.0		266	0.1
税引前当期純損失			82,617	31.5		134,820	67.8
法人税、住民税及び事業税			290	0.1		290	0.1
当期純損失			82,907	31.6		135,110	68.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成18年3月31日 残高（千円）	180,000	1,465	86,772	94,693
事業年度中の変動額	50,000	-	-	50,000
当期純損失	-	-	82,907	82,907
事業年度中の変動額合計（千円）	50,000	-	82,907	32,907
平成19年3月31日 残高（千円）	230,000	1,465	169,680	61,785

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高（千円）	-	-	94,693
事業年度中の変動額	67	67	49,932
当期純損失	-	-	82,907
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	67	67	32,975
平成19年3月31日 残高（千円）	67	67	61,717

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他 利益剰余金	
				繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日 残高（千円）	230,000	-	1,465	169,680	61,785
事業年度中の変動額					
新株の発行	90,000	90,000	-	-	180,000
当期純損失	-	-	-	135,110	135,110
株主資本以外の項目の事業年度中 の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計（千円）	90,000	90,000	-	135,110	44,889
平成20年3月31日 残高（千円）	320,000	90,000	1,465	304,791	106,674

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高（千円）	67	67	61,717
事業年度中の変動額			
新株の発行	-	-	180,000
当期純損失	-	-	135,110
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,232	1,232	1,232
事業年度中の変動額合計（千円）	1,232	1,232	43,656
平成20年3月31日 残高（千円）	1,300	1,300	105,374

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は、移 動平均法により算定しておりま す。）	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	イ 有形固定資産 定率法を採用しております。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年 □ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年	イ 有形固定資産 平成19年3月31日までに取得したも の 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したも の 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等の一 部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一 部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日 以降に取得したものについては、改正 後の法人税法に基づく方法に変更して おります。 なお、これによる損益への影響は軽 微であります。 □ 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	当該資産を保有しておりませんので、 該当事項はありません。	イ 株式交付費 支出時に全額費用としております。
4. 引当金の計上基準	イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、当社は、一般債権については貸倒 実績率により、また貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可 能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。なお、当期において 貸倒実績はありません。 □ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出 に充てるため、支給見込額に基づき 当事業年度負担額を計上しておりま す。	イ 貸倒引当金 同左 □ 賞与引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた処 理を行っております。	同左
6. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

	（少額減価償却資産の一括費用処理） 前事業年度まで、少額減価償却資産（10万円以上20万円未満）の償却方法については、3年間の均等償却をおこなっていましたが、当事業年度より、一括費用処理しております。 この変更は、親会社の会計処理と統一し、費用の早期化により財務体質の一層の健全化を図るための変更であります。 この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業損失、経常損失、税引前当期純損失及び当期純損失は、それぞれ580千円増加しております。
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は61,717千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 これによる損益に与える影響はありません。	

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
_____	前事業年度において流動資産「その他」に含めて表示しておりました「立替金」(前事業年度7,461千円)は、総資産額の1/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記することとしました。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
(千円)	(千円)
流動資産	流動資産
未収収益	未収収益
961	1,620
流動負債	流動負債
短期借入金	短期借入金
未払費用	未払費用
60,000	60,000
1,140	1,094

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 関係会社への取引に係るものが次のとおり含まれております。	1. 関係会社への取引に係るものが次のとおり含まれております。
関係会社からの投資助言報酬	関係会社からの投資助言報酬
4,870千円	7,432千円
関係会社への投資助言報酬	関係会社への投資助言報酬
436千円	839千円
関係会社への地代家賃	関係会社への地代家賃
18,038千円	23,971千円
関係会社への出向者給与	関係会社への出向者給与
1,624千円	9,631千円
関係会社への賃借料	関係会社への賃借料
1,139千円	1,658千円
関係会社への支払利息	関係会社への支払利息
873千円	1,507千円
2. 固定資産除却損は、工具器具備品9千円であります。	2. 固定資産除却損は、工具器具備品266千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	8,000	1,000	-	9,000

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,000株

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,000	3,600	-	12,600

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 3,600株

（リース取引関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、リース契約1件当たりの金額が少額のため、注記を省略しております。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、リース契約1件当たりの金額が少額のため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1.その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他	5,000	4,932	67

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1.その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他	5,000	3,700	1,300

（関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社ファンドクリエーション	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,638,233	アセットメント事業・インベストメントバンク事業	(被所有) 直接100	兼任3名	資金の借入	利息の支払	873	短期借入金	60,000

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社ファンドクリエーション	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,659,948	アセットメント事業・インベストメントバンク事業	(被所有) 直接100	兼任3名	資金の借入	利息の支払	1,507	短期借入金	60,000

（税効果会計関係）

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 該当事項はありません。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 同左
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成18年4月１日 至 平成19年3月31日）		当事業年度 （自 平成19年4月１日 至 平成20年3月31日）	
1株当たり純資産額	6,857.53円	1株当たり純資産額	8,363.06円
1株当たり当期純損失金額	9,949.35円	1株当たり当期純損失金額	12,510.25円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１株当たり当期純利益（又は損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成18年4月１日 至 平成19年3月31日）	当事業年度 （自 平成19年4月１日 至 平成20年3月31日）
当期純損失（千円）	82,907	135,110
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
（うち利益処分による役員賞与金）	（-）	（-）
普通株式に係る当期純損失（千円）	82,907	135,110
普通株式の期中平均株式数（株）	8,333	10,800

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
		金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金及び預金		95,471		
2. 未収収益		48,273		
3. 立替金		16,272		
4. その他	2	2,461		
流動資産合計			162,479	94.7
固定資産				
1. 有形固定資産	1	3,718		
2. 無形固定資産				
(1) 協会基金		1,000		
(2) その他		1,202		
無形固定資産合計		2,202		
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		3,133		
(2) その他		60		
投資その他の資産合計		3,193		
固定資産合計			9,113	5.3
資産合計			171,592	100.0

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		
区分	注 記 番 号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1. 短期借入金		10,000		
2. 未払金		20,749		
3. 未払費用		8,781		
4. 未払法人税等		682		
5. 賞与引当金		630		
6. その他		2,328		
	2			
流動負債合計			43,171	25.2
負債合計			43,171	25.2
(純資産の部)				
株主資本				
1. 資本金			370,000	215.6
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		140,000		
(2) その他資本剰余金		1,465		
資本剰余金合計			141,465	82.4
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		381,177		
利益剰余金合計			381,177	222.1
株主資本合計			130,288	75.9
評価・換算差額等				
1. その他有価証券評価差額金			1,867	
評価・換算差額等合計			1,867	1.1
純資産合計			128,421	74.8
負債純資産合計			171,592	100.0

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)
営業収益	1		92,965	100.0
営業費用				
手数料等営業経費		72,115		
一般管理費		96,516	168,632	181.4
営業損失			75,666	81.4
営業外収益				
1．受取利息		121		
2．雑収入		14	135	0.2
営業外費用				
1．支払利息		592		
2．為替差損		46		
3．株式交付費		71	710	0.8
経常損失			76,241	82.0
税引前中間純損失			76,241	82.0
法人税、住民税及び事業税			145	0.2
中間純損失			76,386	82.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成20年3月31日 残高（千円）	320,000	90,000	1,465	304,791	106,674
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	50,000	50,000	-	-	100,000
中間純損失	-	-	-	76,386	76,386
株主資本以外の項目の中間会計期間の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計（千円）	50,000	50,000	-	76,386	23,613
平成20年9月30日 残高（千円）	370,000	140,000	1,465	381,177	130,288

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高（千円）	1,300	1,300	105,374
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	-	-	100,000
中間純損失	-	-	76,386
株主資本以外の項目の中間会計期間の変動額（純額）	567	567	567
中間会計期間中の変動額合計（千円）	567	567	23,046
平成20年9月30日 残高（千円）	1,867	1,867	128,421

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっており ます。
2. 固定資産の減価償却の方法	イ 有形固定資産 平成19年3月31日までに取得したもの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年 ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年
3. 繰延資産の処理方法	イ 株式交付費 支出時に全額費用としております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については 貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回 収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期 において貸倒実績はありません。 (2) 賞与引当金 当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額 に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイ ナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処 理を行っております。
6. その他中間財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（注記事項）

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	5,382千円
2.消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1.減価償却実施額	
有形固定資産	772千円
無形固定資産	197千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	12,600	2,000	-	14,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加2,000株は、平成20年8月15日に行われた株主割当増資によるものであります。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、リース契約1件当たりの金額が少額のため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他	5,000	3,133	1,867

（1株あたり情報）

当中間会計期間 （自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	8,795.97円
1株当たり中間純損失金額	5,757.62円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 （自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日）
中間損益計算書上の中間純損失（千円）	76,386
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	76,386
普通株式の期中平均株式数	13,267

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、

- ・会社法施行に伴い、平成18年6月29日付で定時株主総会決議により定款について所要の変更をいたしました。
- ・平成19年6月28日付で定時株主総会決議により公告の方法を変更いたしました。

取締役の変更

取締役は、株主総会において選任及び解任します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出を行います。また、委託会社の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事し、あるいは事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認が必要となります。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

委託会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までであり、毎営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成20年3月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日の出証券株式会社	4,650百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
かざか証券株式会社	15,446百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
丸八証券株式会社	3,251百万円	
そしあす証券株式会社	4,727百万円	
株式会社SBI証券	47,920百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
黒川木徳証券株式会社	2,065百万円	

平成20年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および信託業務の認可取得日：平成12年7月13日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

受託者

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

（提出年月日）	（書類名）
平成19年12月20日	有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類
平成20年 2月29日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成20年 8月28日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員	公認会計士	小 田 哲 生
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	寺 田 昭 仁
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員	公認会計士	小 田 哲 生
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	寺 田 昭 仁
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員	公認会計士	小 田 哲 生 印
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	寺 田 昭 仁 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年1月30日

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員

公認会計士

英 公 一 印

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成18年12月1日から平成19年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成19年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている黒田アクティブジャパンの平成19年12月1日から平成20年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒田アクティブジャパンの平成20年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)